

令和3年

家庭ごみ収集日程表

毎日の暮らしを見直して、
ごみの減量に努めましょう

町内名 北支町・新町・館町・旭町・花名木・塚名平

燃やせるごみの日

ペットボトルの日

空きびんの日

粗大ごみの日

紙類の日

空き缶の日

燃えないごみの日

お願い

◎ごみを出すときは、カレンダーで出すごみの種類、曜日等を確認して、**当日の朝8時まで**に出して下さい。
(前日には出さないこと)

◎可燃ごみは、できるだけ**水分を切って**出してください。水分が多いと燃やすための燃料経費が増え、町負担経費も増えます。

◎10㎡以上の家屋(小屋)等を所有者自身が解体し搬入する際は、解体前に**横浜町役場町民課**へ申請が必要となります。また、置をごみステーションへ出す際は6枚までとし、7枚以上は直接クリーン・ペア・はまなすへ搬入して下さい。

◎可燃ごみ、ペットボトルは**町指定ごみ袋**、空き缶、空きびん、不燃ごみは**町指定コンテナ**に必ず入れて出して下さい。

◎商店、飲食店、事業所等の営業活動に伴うごみは、一般家庭ごみではないので、自らが分別して「クリーン・ペア・はまなす」に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託して処分して下さい。

◎町指定袋は、横浜町町内のお店でご購入下さい。各市町村でごみ袋は異なりますので、ご注意下さい。

廃棄物処理法における罰則等

□廃棄物を「野焼き」した場合(野焼きとは、ドラム缶での焼却や家、畑の空き地などでの焼却設備を使わない廃棄物の焼却のこと)
5年以下の懲役又は1,000万円(法人は1億円)以下の罰金に処せられます。

4月							5月							6月							7月							8月							9月										
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
				1	2	3						1			1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4					
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11				
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18				
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25				
25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31								26	27	28	29	30							

10月							11月							12月							2022年 1月							2月							3月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
					1	2			1	2	3	4	5	6				1	2	3	4						1			1	2	3	4	5				1	2	3	4	5	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12		
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19		
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26		
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	27	28								27	28	29	30	31							

家庭ごみの分け方・出し方(収集日の当日朝8時までに出して下さい。)

資源ごみ	燃やせるごみ 可燃ごみ (全てごみ袋へ)	町指定袋 生ごみ類、紙くず類、剪定枝、布くず類、発泡スチロール、プラスチック類、皮革類、ビニール、ゴム製品、貝類、ビデオテープ、CD		<ul style="list-style-type: none"> すべて町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 生ごみは水をよく切ってから、紙おむつは汚物を取り除いてから、天ぷら油は紙などにしみこませるか、凝固剤で固めてから出して下さい。 剪定枝は太さ7cm×長さ50cm以内にしてから出して下さい。 ホース、ロープ等は30cm以下に切ってから出して下さい。 ダンボールは入れないこと(紙類へ出す) 発泡スチロールはごみ袋に入れて出して下さい。
	空き缶	町指定コンテナ ビール缶、ジュース缶、缶詰、カセットボンベ、スプレー缶、缶(円柱形)		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 カセットボンベやスプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけてから出して下さい。 缶の中に異物を入れないで下さい。水ですすいでから出して下さい。 缶は、ビニール袋から出してコンテナに入れて出して下さい。 缶は円柱形で、直径10cm、長さ20.5cm以内のものに限る。
	空きびん	町指定コンテナ ジュースびん、日本酒びん、洋酒びん、ドリンクびん、調味料等のびん、ワインびん ※割れたびん、薬品関係及び耐熱ガラスびんは、不燃ごみに。		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 びんはふたを取り除き、水洗いしてから出して下さい。 びんは、割らないで出して下さい。 直径3cm~12cm以内、長さ3cm~40cm以内(これ以外は不燃ごみに)繰り返し使用できるビール瓶、酒一升瓶は集団回収などに出してリサイクルに。
	ペットボトル	町指定袋 飲料類(炭酸、果汁、お茶、水等) 酒類(日本酒、焼酎、本みりん等) しょうゆ ※油、洗剤容器は可燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 ペットボトルはキャップをはずして、水ですすいで水切りをして出して下さい。キャップはペットボトルと一緒に指定袋に入れて出して下さい。
	紙類	紙類 新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、紙製の箱類、菓子箱 ※紙袋に入れしないで下さい。		<ul style="list-style-type: none"> 新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パックは別々に紙ひもで束ねて出して下さい。新聞は紙袋に入れしないで出して下さい。(リサイクルの際に新聞は新聞だけの処理工程にいき、紙袋は雑紙となりますので使用しないで下さい。) 紙コップ、紙皿、写真、感熱紙等は可燃ごみに
粗大系ごみ	粗大系ごみ	木製家具、畳、ふとん、マットレス、ふすま、ジュエタン、木くず、ポリバケツ		<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ、一斗缶等は内容物(中身)を完全に抜き取ってから出して下さい。 収集車に積みやすいようにご協力下さい。 木くず(角材一辺15cm以下×長さ1.5m以下、丸太直径20cm以下×長さ1.5m以下) ※注 家電6品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機)については、収集しませんので、出さないで下さい。(家電リサイクル料金を支払い小売業者等へお持ち下さい) ※注 パソコンはメーカーへお持ち下さい。 小型家電(炊飯器、ラジコ、電子レンジ、電気掃除機等)は回収しますので町指定コンテナに入れて出して下さい。
	燃えないごみ 不燃ごみ	町指定コンテナ 陶磁器類(茶わん、皿、土鍋、花びん、七輪) ガラス類(鏡、ガラスの破片、化粧品等のびん) 台所用アルミホイル、アルミ皿、ペットの砂、殺虫剤のビン、金属製の小物、蛍光灯、クギ、乾電池(単1~5に限る)、腕時計		<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 ガラスの破片は紙等に包んで出して下さい。
町で収集しないごみ	事業系のごみ	商店、飲食店、会社、事業所などの事業系ごみは、すべて自己搬入か許可業者への委託により廃棄して下さい。		分別してクリーン・ペア・はまなすへ直接搬入 有料(30円/10kg)
	一時的に多量に出るごみ	家庭で引っ越しなどによって一度に多量に出るごみ		可燃ごみ、缶、びん、粗大ごみに分別して直接搬入 有料(30円/10kg)
	建築廃材	家屋の解体で生じる、トタン、アルミ建具、流し台、木くず(角材一辺15cm以下×1.5m以下、丸太直径20cm以下×長さ1.5m以下)(個人搬入に限る)		トタン(幅80cm×長さ200cm×高さ120cm以下) アルミ建具(ガラスを取り除いて)流し台(幅80cm×長さ200cm×高さ120cm以下)
	家庭で死んだペット(犬猫等)の尸体処理	尸体を布に包むかビニール袋に入れてから45cm×45cm×45cmの箱に入れて飼い主が直接搬入		処理料は1,000円/1匹
	適正処理困難物 危険物	農機具、バイク、農業用ビニール、塗料缶、シンナー缶、廃タイヤ、ガスボンベ、火薬類、消火器、ニカド電池、ボタン電池、バッテリー、コンクリート及びアスファルト廃材、感染性廃棄物		家電リサイクル法により、リサイクル料金、運搬処分手数料が必要
特定家庭用機器	テレビ(薄型テレビ、ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機		家電リサイクル法により、リサイクル料金、運搬処分手数料が必要	

町収集(無料)・自己搬入(有料10kg30円)

北部上北広域事務組合
クリーン・ペア・はまなす
☎0175-68-2508

月曜日~金曜日 8:30~16:30
土曜日は8:30~12:00及び13:00~16:30
日曜日は休みになります。

町収集 又は自己搬入
横浜町一般廃棄物最終処分場
☎78-2721
水曜日~土曜日 8:30~16:30
(毎週日~火曜日は休み)

ごみの不法投棄はやめましょう。
不法投棄は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に

販売店、廃棄物処理業者等に依頼して処分して下さい。

問い合わせ先
横浜町役場 町民課
☎78-2111